

聖籠町告示第62号

聖籠町猛暑渇水対策本部設置要綱を次のように定める。

平成30年8月3日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町猛暑渇水対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、平成30年7月中旬からの猛暑及び少雨の状況が続いていることを受けて設置する聖籠町猛暑渇水対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 渇水による住民生活及び農業その他産業への影響の把握に関すること。
- (2) 水の供給及び利用並びにその調整に関すること。
- (3) 熱中症その他の暑さによる健康被害の予防に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、猛暑渇水対策として必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長、副本部長及び本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を統括し、副本部長及び本部員並びにその他職員を指揮監督する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部に本部会議を置き、必要に応じて本部長がこれを招集する。

- 2 本部長は、必要と認めるときは、本部会議に本部員以外の職員その他関係者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(解散)

第6条 町長は、本部がその任務を完了したと認めたときは、これを解散する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別 表 (第3条関係)

聖籠町猛暑溺水対策本部構成員

本部長	町長
副本部長	教育長
	地方創生戦略監
本部員	総務課長
	税務財政課長
	納税対策室長
	町民課長
	保健福祉課長
	生活環境課長
	産業観光課長
	ふるさと整備課長
	東港振興室長
	上下水道課長
	子ども教育課長
	社会教育課長
	農業委員会事務局長
	会計室長
	議会事務局長
図書館長	